

# 物 件 調 査 書

物件番号 1103

所在地		香川県高松市西山崎町字川向上405番1 外1筆					
住居表示		-----					
現況地目 及び面積等		宅地 564.53 m <sup>2</sup>				工作物	—
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	405番1	408番2				
	地目	宅地	宅地				
	数量	374.54m <sup>2</sup>	189.99m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況		南東側 西側		舗装県道 未舗装農道		幅員約 8.1 m 幅員約 0.9 m	(法第42条第1項第1号道路) (法外道路)
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	特定用途制限地域(幹線沿道Ⅱ型及び一般・環境保全型)				
		建蔽率	幹線沿道Ⅱ型:60% 一般・環境保全型:60%				
		容積率	幹線沿道Ⅱ型:200% 一般・環境保全型:100%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第88条、第108条						
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有			—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無			未定	
	都市ガス	接面道路配管	無			未定	
交通機関	鉄道等	琴平電鉄琴平線 円座駅の 南西方 約1.4km 徒歩18分					
	バス	ことでんバス ことでん円座駅前バス停の 南西方 約1.6km 徒歩20分					
公共施設	高松市役所円座出張所		円座小学校		香東中学校		
参 考 事 項	別紙(次頁)を参照してください。						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、  
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部未設置箇所（明細図A～H）があります。（四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を必ず閲覧の上応札してください。）

◎本地西側の農道は、建築基準法上の道路に該当しません。（問い合わせ先：高松市建築指導課）

◎敷地は南東側県道より約1.2メートル低くなっており、進入路としてスロープ（未舗装）が設置されています。

◎本地は地域・地区が南東側接面県道から北西側に30メートル以内は、特定用途制限地域（幹線沿道Ⅱ型）、30メートルを超えると特定用途制限地域（一般・環境保全型）に指定されています。（問い合わせ先：高松市都市計画課）

◎本地は、以前戸建住宅兼店舗敷地でした。

◎敷地南東側県道との境界付近のスロープ周辺の地中に隣接地土地（404番1）所有者が引いた給水管（仮設管）が埋設されており、当事者間で確認書を取り交わしています。（四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を必ず閲覧の上応札してください。）

◎敷地（405番1）地中に井戸が2基埋設されています。（四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料を必ず閲覧の上応札してください。）

◎本地南東側角（県道との境界）付近に量水器と止水栓が設置されています。

◎敷地内に、コンクリート擁壁、コンクリート基礎、ブロック基礎、ブロック塀基礎、コンクリート支柱、ブロック塀（2段）、側溝、橋渡しがあります。

◎敷地西側のコンクリート基礎、側溝、コンクリート擁壁が隣接地（農道及び407番3）に一部越境しておりますが、隣接地の境界が不明確なため確認書等は取り交わしておりません。（詳細は、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料をご覧ください。）

◎敷地南側のコンクリート基礎、側溝が隣接地（404番1、405番2、405番6、407番3）に一部越境しており、当事者間で確認書を取り交わしています。（詳細は、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料をご覧ください。）

◎敷地東側隣接地（409番）北西角付近の竹林が本地に一部越境しており、当事者間で確認書を取り交わしています。（詳細は、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の参考資料をご覧ください。）

◎敷地南東側の県道との境界付近に空中線（四国電力・NTT）が通っています。

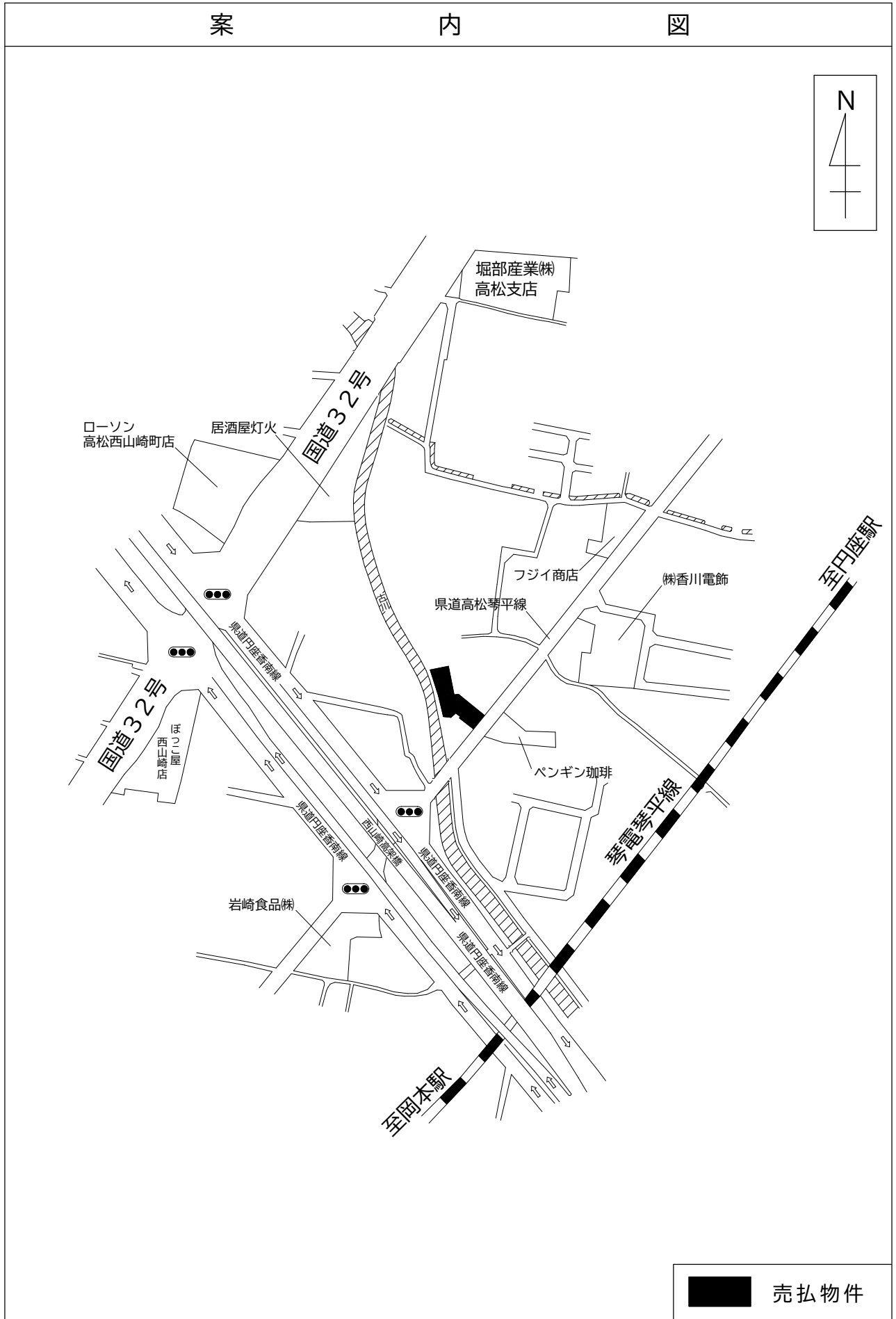
◎敷地内に段差があり、408番2（側溝、コンクリート擁壁あり）は405番1より約0.3メートル高くなっています。

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高松市都市計画課）

◎本地を含む周辺は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。

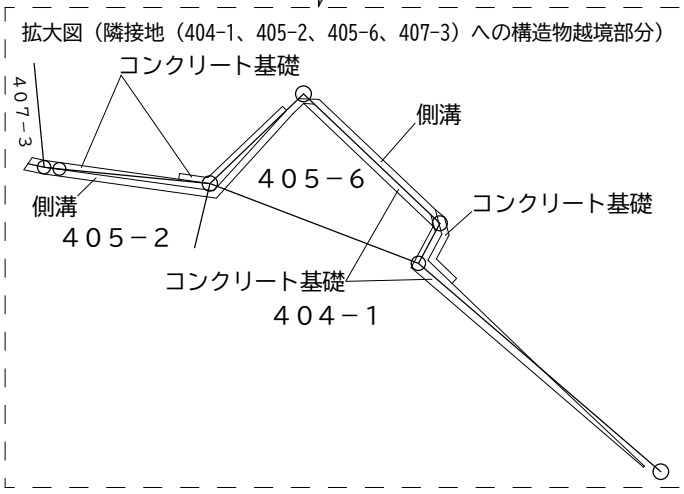
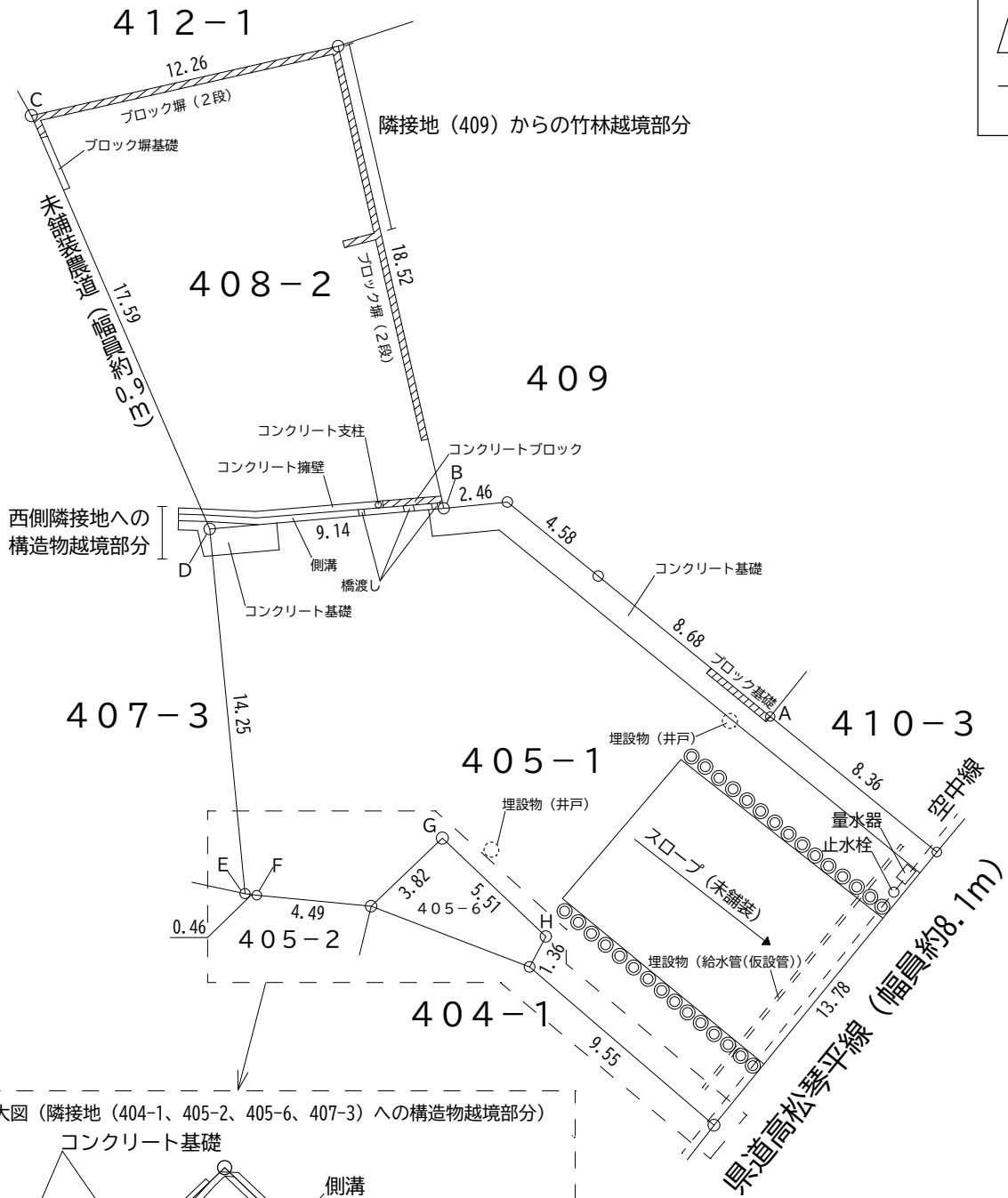
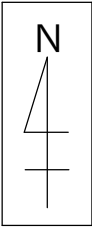
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

案 内 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図



◎土留 (土嚢)

単位 : m

現 況 写 真

